

財形定期預金

(令和2年12月1日現在)

1. 商品名	財形定期預金 (期日指定定期預金方式)															
2. 販売対象	・財形定期預金取扱契約先企業にお勤めの方															
3. 期間	・3年以上															
4. 預入	預入方法	・給与・賞与からの天引預入 ・預入毎に自動継続式期日指定定期預金を作成します。最長預入期限が同一の定期預金がある場合はまとめて1口の期日指定定期預金となります。 ・年1回以上の預入が必要です。														
	預入金額	・100円以上														
	預入単位	・100円単位														
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻しいたします。 ・一部満期支払ができます。															
6. 利息	適用金利	・お預入毎の当組合所定の利率を約定利率として適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。														
	利払方法	・最長預入期限が到来した定期預金の利息は継続される定期預金の元金に組入れます。 ・満期日以後に一括して支払います。														
	計算方法	・付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算														
7. 税金	・個人・・・20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。															
8. 手数料	—															
9. 中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、次の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。</p> <p>・中途解約一覧</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>お預入期間</th> <th>期日指定方式 1ヵ月以上3年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td>2年以上の約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヵ月未満</td> <td>2年以上の約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヵ月以上2年未満</td> <td>2年以上の約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヵ月未満</td> <td>2年以上の約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヵ月以上3年未満</td> <td>2年以上の約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>		お預入期間	期日指定方式 1ヵ月以上3年未満	6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	6ヵ月以上1年未満	2年以上の約定利率×40%	1年以上1年6ヵ月未満	2年以上の約定利率×50%	1年6ヵ月以上2年未満	2年以上の約定利率×60%	2年以上2年6ヵ月未満	2年以上の約定利率×70%	2年6ヵ月以上3年未満	2年以上の約定利率×90%
お預入期間	期日指定方式 1ヵ月以上3年未満															
6ヵ月未満	解約日の普通預金利率															
6ヵ月以上1年未満	2年以上の約定利率×40%															
1年以上1年6ヵ月未満	2年以上の約定利率×50%															
1年6ヵ月以上2年未満	2年以上の約定利率×60%															
2年以上2年6ヵ月未満	2年以上の約定利率×70%															
2年6ヵ月以上3年未満	2年以上の約定利率×90%															
10. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。															
11. その他参考となる事項	<p>・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます(1人あたり1,000万円までとその利息が保護されます)。</p>															
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。 【滋賀県信用組合 お客様相談室】0748-62-4100 受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けください。</p> <p>・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(TEL03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(TEL03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(TEL03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合お客様相談室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。 さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いた</p>															

	<p>うえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電話：03-3567-2456</p> <p>所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p>
--	---

(以上)